

「都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について

平成21年7月7日
国土交通省

I. 背景

地方都市を中心にまちの魅力や活力の低下が急速に進展している中、まちづくり会社等、地域の住民や地元事業等が主体となったまちづくり活動や公共的な空間の適切な整備・管理等を通じて、まちの魅力や活力の維持・向上を促進し、以て地域の活性化を図るため、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（以下「まちづくり支援強化法」）が、平成21年6月3日に公布された。

II. 改正法の概要

まちづくり支援強化法の概要は、以下の通りである。

- ① 都市再生整備推進法人による都市計画の決定等の提案制度の創設
- ② 政令で定める一定のまちづくり会社等に対する、同法人が施行する都市開発事業等に要する費用のうち、政令で定める一定の範囲内の都市開発資金の無利子貸付制度の創設
- ③ 地域の地権者等による歩行者デッキ等の適切な整備・管理を促進する歩行者ネットワーク協定制度の創設
- ④ 中心市街地活性化や歴史まちづくり等、国として特に推進すべき施策に対するまちづくり交付金の交付率引き上げ

III. 本政令案の内容

本政令案は、上記まちづくり支援強化法の施行に伴い、以下の通り関係政令を定めるものである。

- ① 都市再生整備推進法人がその都市計画の決定等を提案することができる都市施設として、道路、公園等を定めることとする。

- ② 無利子貸付けの対象となるまちづくり会社等の要件として、(i)地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資しており、かつ、(ii)都市開発事業等を施行するのに必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であることとする。(都市再生整備推進法人にあっては、一般社団法人若しくは一般財団法人であればよいこととする。)
- ③ 国が、地方公共団体を通じてまちづくり会社等に無利子で貸し付けることができる都市開発資金の範囲について、当該都市開発事業等に要する費用の2分の1とすることとする。
- ④ 歩行者ネットワーク協定に係る承継効を、宅地建物取引業者が宅地等の売買等の相手方に対して契約前に取引主任者をして説明させなければならない重要事項として追加することとする。
- ⑤ 歩行者ネットワーク協定に係る事務について、まちづくり推進課の事務として定めることとする。